

## 平成 24 年度事業開始予定の介護保険施設・特定施設に関する整備相談・意見照会の取扱いについて

### 1 検討趣旨

- 介護保険施設・特定施設については、計画的な基盤整備の推進及び介護保険財政の安定的な運営を図る観点から、指定等権者である京都府から本市への意見照会に対して、第 4 期京都市民長寿すこやかプラン（以下「第 4 期プラン」）で設定した整備等目標数の範囲内で、指定等を認める旨の意見書を交付している。
- 介護保険施設・特定施設の整備には概ね 1 年半かかることを踏まえ、平成 21 年 10 月 1 日から、平成 23 年度に事業開始予定の施設に関する意見照会を受け付けている。  
また、本市が整備費補助を行っている特別養護老人ホームについても、予算措置及び整備に要する期間を踏まえ、事業開始の 2 年前から整備相談を受け付けている。
- 今後、京都府や本市に対して整備等の事前相談が持ち込まれることが想定される平成 24 年度（第 5 期京都市民長寿すこやかプラン（以下「第 5 期プラン」）の計画期間の初年度）事業開始予定の施設に関する意見照会及び整備相談の取扱いを検討するものである。

### 2 対応案

- (1) 意見照会及び整備相談を受け付ける時期  
特定施設に関する意見照会 : 平成 22 年 10 月（平成 24 年 4 月の 1 年半前）  
特別養護老人ホーム等の整備相談 : 平成 22 年 4 月（平成 24 年 4 月の 2 年前）
- (2) 平成 24 年度の整備量  
第 4 期プラン策定時に設定した各施設の平成 24 年度の整備等目標数を用いる。
- (3) 上記判断の理由
  - ・ 第 4 期プランには、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間だけでなく、平成 26 年度までの整備等目標数を設定している。
  - ・ 建築確認等の手続に要する期間や工期を想定すると、本市が(1)の時期に意見照会及び整備相談に対応しなければ、平成 24 年度に事業所・施設を開設することが困難である。
- (4) 上記判断に伴う介護保険財政への影響
  - ・ 第 4 期プランで設定している整備等目標数の範囲内で対応することから、介護保険財政への影響は想定していない。
  - ・ 要介護認定者数の第 4 期プランでの推計と実績に誤差が生じ、介護保険施設・特定施設の必要量に変更が生じる場合には、第 5 期プラン策定時に、整備等目標数の見直しを行う。

### 3 備考

本市が公募している地域密着型（介護予防）サービス事業所についても、介護保険施設・特定施設の取扱いに準じて取り扱う。

【参考】 第4期京都市民長寿すこやかプランで設定した整備等目標数（必要利用定員総数）

（単位：人分）

|              | 21年度    | 22年度  | 23年度  | 24年度    | 25年度  | 26年度  |
|--------------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
|              | 第4期計画期間 |       |       | 第5期計画期間 |       |       |
| 介護老人福祉施設     | 4,585   | 4,664 | 4,931 | 5,128   | 5,325 | 5,518 |
| （うち地域密着型）    | 107     | 165   | 252   | 339     | 426   | 513   |
| 介護老人保健施設     | 3,603   | 3,661 | 3,761 | 3,861   | 3,961 | 4,079 |
| 介護療養型老人保健施設  | 0       | 0     | 0     | 1,625   | 1,625 | 1,625 |
| 介護療養型医療施設    | 2,935   | 2,935 | 2,935 | 0       | 0     | 0     |
| 認知症対応型共同生活介護 | 703     | 847   | 991   | 1,135   | 1,279 | 1,423 |
| 介護専用型特定施設    | 181     | 342   | 495   | 648     | 801   | 953   |
| （うち地域密着型）    | 85      | 122   | 151   | 180     | 209   | 238   |
| 混合型特定施設      | 1,261   | 1,441 | 1,566 | 1,651   | 1,736 | 1,824 |